

設立 10 周年を迎えた国際預金保険協会（IADI）の組織・活動について

原 和明¹

国際預金保険協会（International Association of Deposit Insurers; IADI）は 2012 年に設立 10 周年の節目を迎えた。この 10 年間 IADI は、セミナーの開催や研究活動を行うとともに、預金保険制度に関する国際的な基準づくりに深く関わってきた。

その成果の一環として、2009 年 6 月に IADI はバーゼル銀行監督委員会と共同で、「実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則（コア・プリンシプル）」を公表している。2011 年にはコア・プリンシプルは金融安定理事会から金融システムの安定化のために不可欠な 12 の国際基準のひとつとして認められ、IMF、世界銀行が実施している金融セクター評価プログラムでも評価基準として利用されるなど、IADI の活動は国際的に認められてきており、その地位は向上してきている。

預金保険機構は IADI の設立メンバーであり、積極的に IADI の活動に参加・協力してきた。設立以来、IADI の業務執行委員会の委員とアジア・太平洋地域委員会の議長職については、預金保険機構の国際業務を統括する理事が勤めており、IADI の研究活動やセミナーへの協力、新規加盟の勧誘等を通じて主導的役割を果たしている。

目 次

- 1 設立の経緯及び目的
- 2 組織
- 3 主な活動
- 4 財務状況
- 5 最近の新たな動き
- 6 おわりに

¹ 預金保険機構・総務部調査室調査役（E-mail: kazuaki-hara@dic.go.jp）。2011 年 7 月から 2013 年 1 月まで IADI 事務局（スイス・バーゼル）にて勤務。

本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。

1 設立の経緯及び目的

預金保険制度は、ルネサンス期にまでさかのぼる銀行や17世紀以降に確立・普及した中央銀行などと比べると歴史が浅い制度である。世界で初めて預金保険制度が導入された米国では、1934年に連邦預金保険公社が設立されており、日本では1971年に預金保険機構が設立された（世界で10番目）。預金保険制度は、現在では100以上の国で導入されているが、ほとんどの国が1980年代以降に制度を導入しており、1980年代にフランス、イギリス、イタリアなど約20ヶ国、1990年代になって韓国や東欧諸国など約35ヶ国で導入されている。このように、預金保険制度は新しい制度であることから、制度の導入や変更のために、国際的な基準となる指針が求められていた。

1997年以降の世界的な金融危機を受けて、金融市場の安定化を図る目的で、G7により1999年2月に金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum; FSF, 金融安定理事会（FSB）の前身）が設立された。FSFにおいて金融システムの重要な要素として預金保険制度が取り上げられ、FSF議長からカナダ預金保険公社のCEOジャン・ピエール・サブラン氏（当時）に、預金保険機関の設立やその改善に資する預金保険制度の国際的なガイダンス（指針）を作成するよう要請があった。この要請を受けて、米国、アルゼンチン、イタリア、カナダ、ジャマイカ、ドイツ、チリ、日本、ハンガリー、フィリピン、フランス、メキシコ、世界銀行、IMFの代表で構成される預金保険部会²がFSFに設置され、協議には100カ国以上、400人以上の代表が関わり、2001年9月に“Guidance for Developing Effective Deposit Insurance Systems”（預金保険の国際ガイダンス）が報告書として公表された。

これを契機として、預金保険機関が相互に経験を共有するため、さらなる情報共有や国際協力、研究活動をすすめるという動きが高まり、2002年5月にスイス民法第60条に定める非営利法人としてIADIが設立された。

IADIは、預金保険機関等の相互協力を強化することを通じ、金融システムの安定化に資することを目的としている。IADIはその目的の達成のため、①預金保険制度に関する共通の関心事項・問題点についての理解の促進、②異なる制度・環境等を勘案したうえでの預金保険制度の実効性を高めるためのガイダンスの策定、③トレーニングや教材等を通じた預金保険制度の諸問題に関する専門知識・情報の共有、④新たな預金保険機関の設立や制度の改善への助言、⑤預金保険制度に関する調査研究活動を主な活動としている。

IADIはその活動の一環として、2001年9月に公表された「預金保険の国際ガイダンス」等を発展させる形で、2009年にバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking

² 預金保険制度の作業部会では、以下の16の分科会に分かれて報告が行われ、預金保険制度を運営していく上での指針が報告書にまとめられている。各分科会のテーマは、①モラルハザードに対応する選択肢、②預金保険制度の政策目的、③状況分析、条件及び実施上の考慮事項、④預金全額保護から効果的な限定保護の預金保険制度への移行時における特別考慮事項、⑤権限、⑥組織・機構、⑦セーフティネット関係当局間の相互関係、⑧加盟、⑨保護範囲、⑩資金調達、⑪広報、⑫クロスボーダー及び地域統合問題、⑬破綻銀行の処理、⑭預金者への保険金支払い、⑮債権と回収、⑯預金者の優先権及び相殺権である。

Supervision; BCBS) と共に “Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems” (実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則³ 以下「コア・プリンシプル」) を作成し公表するとともに、2011年に “Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems: A methodology for compliance assessment” (実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則の準拠評価のための方法 以下「メソドロロジー」) を公表している。また、2011年にコア・プリンシプルは金融安定理事会 (Financial Stability Board; FSB) から金融システムの安定化のために不可欠な12の国際基準 (Key standards for sound financial system) のひとつとして認められた。これらの動きを受けて、2011年にIADIの規約 (Statutes) が改正され、今後は、①国際的な原則 (Principles) ・基準 (Standards) の策定、②国際的な原則、基準、ガイダンス等の実現への協力、③国際機関との協調、④預金保険制度が果たしている役割についての他のセーフティネットプレイヤーへの伝達も主要な活動に含められることとなった。

なお、IADIでは戦略目標 (Strategic Priority) を設定することとしており、2011年の総会で承認された戦略目標は、①コア・プリンシプル等に関わる技術支援等を通じた制度改善への協力、②国際基準設定機関⁴をはじめとする国際機関との協力強化、③研究活動及びガイダンスの作成を通じた制度改善への協力、④会員の拡大及び事務局の強化となっている。

2 組織

IADIへの加盟形態には、正会員 (Member)、準会員 (Associate)、オブザーバー、パートナーの4つがあり、預金保険機関のみが正会員となれる。預金保険機関以外のセーフティネットプレイヤーは準会員、非営利団体で正会員・準会員の条件を満たさない先はオブザーバー、非営利団体でIADIと協力協定を結んでいる機関はパートナーとなることができる。IADIは設立時25の正会員でスタートしたが、加盟機関は順調に増加し、2013年3月末時点では、正会員67、準会員9、パートナー12に達している⁵。

正会員は、IADIの意思決定に参加できる一方、準会員、オブザーバー、パートナーは総会への出席をはじめIADIの活動には参加できないが、議決権は与えられていない。IADIには最高意思決定機関としての総会 (General Meeting) と実質的な意思決定を委ねられた業務執行委員会 (Executive Council; EXCO) がある (図1 IADIの組織図 参照)。EXCOは一定の任務を果たす委員会を設置することができ、2013年3月末時点で7つの常設委員会 (Standing

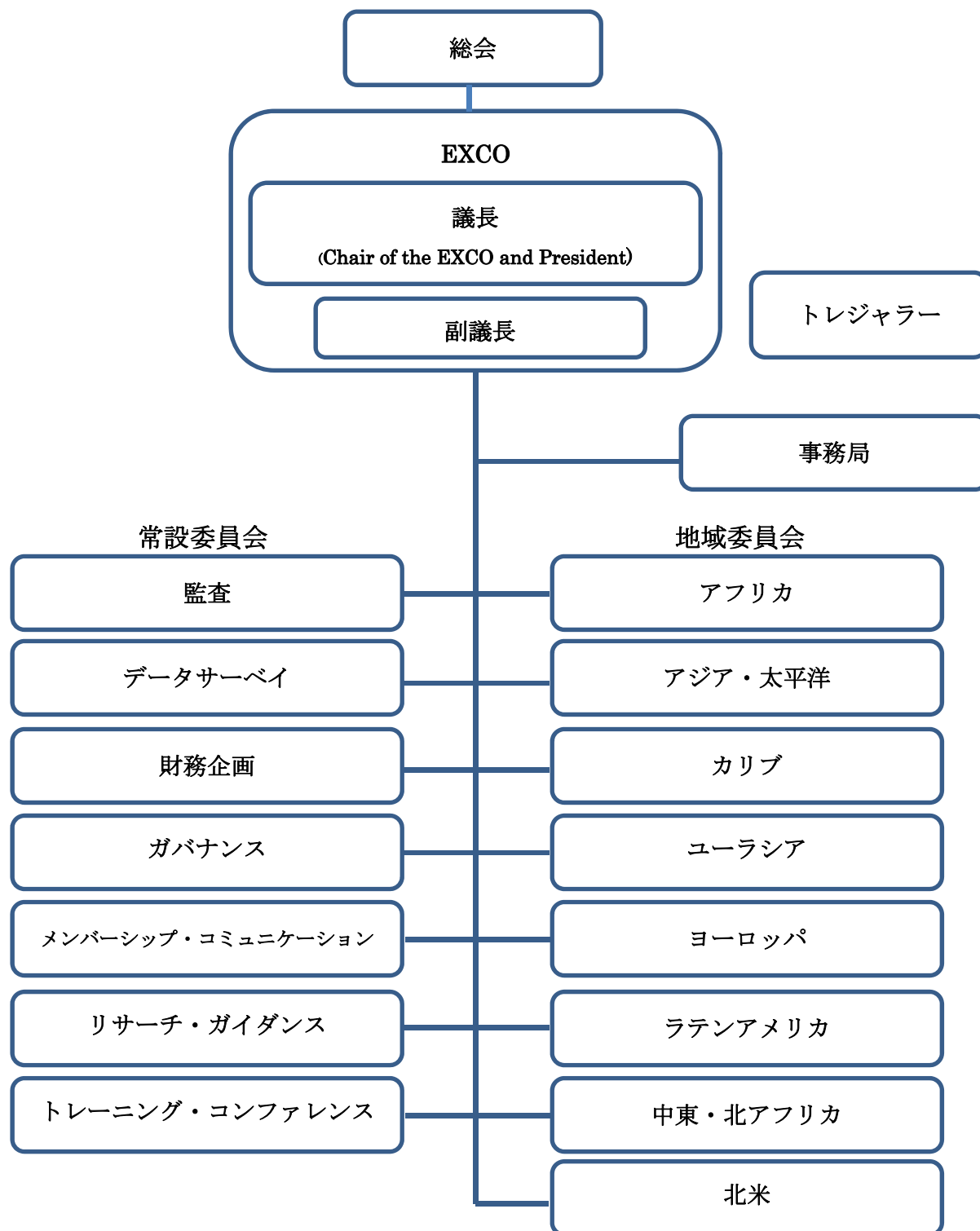
³ コア・プリンシプルは預金保険制度の国際的なベンチマークであり、以下18項目の原則から構成されている。1、公共政策の目的の明確化、2、モラルハザードの抑制、3、預金保険機関の任務、4、預金保険機関の権限、5、預金保険機関のガバナンス、6、金融制度セーフティネットを構成する他の機関との関係、7、クロスボーダー問題、8、預金保険制度への強制加入の必要性、9、付保範囲、10、全額保護から定額保護の預金保険制度への移行、11、預金保険機関の財源・資金調達、12、国民への周知、13、主要な法律問題、14、銀行破綻の責任者への対処、15、早期発見・適時介入及び破綻処理、16、実効的な破綻処理プロセス、17、預金者への預金の払い戻し、18、資産回収。

⁴ 国際基準設定機関は、金融の分野での国際的な基準を設定している機関。FSBによると、BCBS、支払・決済システム委員会 (Committee on Payment and Settlement Systems; CPSS)、FSB等が該当する。

⁵ IADI HP 参照。 <http://www.iadi.org/aboutIADI.aspx?id=48>

Committee) と 8 つの地域委員会 (Regional Committee) が設けられている。

図 1 IADI の組織図



IADI は規約、運営規則 (By-laws)、各委員会の運営規則 (Term of Reference)、役員の任務規定 (Accountability Profile)、事務手続 (Policies and Procedures) および総会と EXCO の議決に基づいて運営されている⁶。

会長 (Chair of the Executive Council and President of the Association) は、総会・EXCO の議長を務めるとともに、IADI の戦略的な方向性を決める議論をリードしている。現在の会長にはポーランドの預金保険基金 CEO のジャージー・プルスキー氏が 2012 年 10 月より就任している⁷。

IADI の事務局⁸はスイス・バーゼルに所在する国際決済銀行 (Bank for International Settlements; BIS) 内にあり、総会・EXCO の運営、入出金の管理をはじめとする日常業務、内外からの照会への回答等を行っている。

日本の預金保険機構は IADI の設立メンバーであり、これまで積極的に IADI の活動に参加・協力してきた。設立以来、預金保険機構の国際業務を統括する理事は、EXCO 委員と地域委員会であるアジア・太平洋地域委員会の議長を務めており、研究活動やセミナーへの協力、新規加盟の勧誘等を通じ主導的役割を果たしてきた。現在、預金保険機構で国際業務を統括している小幡浩之理事は、EXCO 委員、アジア・太平洋地域委員会の議長に加え、2013 年より財務企画委員会の議長も務めている。

(1) 総会

総会は IADI の最高意思決定機関とされており、全ての正会員が各 1 票の議決権を持ち、意思決定に参加できる。総会では、会長、EXCO の委員の選出、規約の改正、会計監査人の任命、予算および事業計画の承認、年次報告書および財務報告書の承認等が行われる。総会は 1 年に 1 回開催しなければならないとされている。なお、総会あるいは EXCO による議決または 5 分の 1 以上の会員の要請に基づき特別総会を開催することもできる。

(2) 業務執行委員会 (EXCO)

EXCO は、総会で選ばれた委員から構成されており、定員は現在 25 名である⁹。総会で決められた規約に基づき、幅広い意思決定が EXCO に委ねられており、IADI の実質的な意思決定機関である。EXCO は、総会への規約改定の要請、運営規則等の制定及び改定、新規加

⁶ 規約と運営規則は IADI HP 参照。 <http://www.iadi.org/aboutiadi.aspx?id=71>

⁷ IADI の初代会長は、カナダ預金保険公社 CEO ジャン・ピエール・サブラン氏 (当時：現在はマレーシア預金保険公社 CEO) (2002 年 5 月～2007 年 11 月)。2 代目会長は、米国の連邦預金保険公社副総裁のマーティン・グリーンバーグ氏 (当時：現在は米国の連邦預金保険公社総裁) (2007 年 11 月～2012 年 10 月)。なお、議長不在のときの代理として副議長が設けられており、IADI の投資活動等財務を担当する者としてトレジャラーが設けられている。

⁸ IADI の事務局長は、初代がジョン・レイモンド・ラブロス氏 (カナダ預金保険公社出身)、2 代目がドナルド・インスコー氏 (米連邦預金保険公社出身)、3 代目 (現任) がカルロス・イソアード氏 (メキシコ銀行預金保険公社出身) である。

⁹ 委員の任期は 3 年以内で、原則として連続 6 年を越えて委員となることはできない。

盟機関の承認、総会への予算及び事業計画の承認の要請、常設委員会及び地域委員会の設置、各委員会の議長の任命、預金保険制度に関するガイダンスの承認等を行う。現状 EXCO は年 3 回開かれており、持ち回りの議決も認められている。設立以来、日本の預金保険機構の国際業務を統括している理事は、EXCO の委員に選ばれている。

(3) 常設委員会

(ア) 監査委員会 (Audit Committee)

会計監査人の選定、監査プロセス・財務報告及び内部統制手続きの評価等を行う。

(イ) データサーベイ委員会 (Data and Survey Committee)

サーベイの実施、データベースやホームページの管理を行う。

(ウ) 財務企画委員会 (Finance and Planning Committee)

予算・事業計画・財務報告及び財務に関する運営規則等の審議を行う。日本の預金保険機構の国際業務を統括している小幡理事は、2013 年 2 月から財務企画委員会の議長を務めている。

(エ) ガバナンス委員会 (Governance Committee)

現在は運営規則等の審議を行う委員会である。ただし、今後役割が変更され、IADI の戦略的な方向性について討議する場となる見通しである。

(オ) メンバーシップ・コミュニケーション委員会 (Membership and Communication Committee)

新規加盟プロセス及び新規加盟の審議、ニュースレター及び預金保険制度を運営している国（地域）のリストの作成等を行う。

(カ) リサーチ・ガイダンス委員会 (Research and Guidance Committee)

預金保険制度に関する調査研究活動を行う。

(キ) トレーニング・コンファレンス委員会 (Training and Conference Committee)

IADI 加盟機関や国際機関と協調して、セミナーの実施、教材の作成等を行う。

(4) 地域委員会

地域委員会は、各地域における新規勧誘、地域レベルでの協力及び情報の共有、各地域の活動や特色を協会全体の活動に反映させること等を目的としている。①アフリカ、②アジア・太平洋、③カリブ、④ユーラシア、⑤ヨーロッパ、⑥ラテンアメリカ、⑦中東・

北アフリカ、⑧北米の 8 つの地域委員会がある。

IADI の設立以来、日本の預金保険機構の国際業務を統括している理事は、アジア・太平洋地域委員会の議長を務めており、アジア・太平洋地域における加盟機関の拡大や IADI のセミナーの開催や研究活動に貢献している。

3 主な活動

(1) 研究活動

IADI は主な活動として、預金保険制度の実効性を高めるためのガイダンスの策定、預金保険制度に関する調査研究活動を行っている。なお、預金保険制度に関する共通の関心事項・問題点についての理解の促進、トレーニングや教材等を通じた預金保険制度の諸問題に関する専門知識・情報の共有、預金保険機関の設立や制度の改善への助言といった活動を行う上でも、研究活動は不可欠である。研究活動は主にリサーチ・ガイダンス委員会で行われている。

(ア) リサーチ・ガイダンス委員会

リサーチ・ガイダンス委員会は、ガイダンスグループ、リサーチグループ、イスラム預金保険グループ、アドバイザリーパネルにより構成されている。ガイダンスグループは、コア・プリンシプルやガイダンスペーパーの改定作業、IADI のペーパーの品質管理の観点からの審査、リサーチグループは、イスラム金融の預金保険制度に関するテーマ以外についての研究、イスラム預金保険グループは、イスラム金融の預金保険制度に関する研究を行っている。アドバイザリーパネルは、預金保険制度についての有識者のグループで IADI のペーパーの審査や研究活動への助言を行っている。

(イ) ペーパーの位置づけ

IADI が作成し公表するペーパーには、リサーチペーパー、ディスカッションペーパー、ガイダンスペーパー、コア・プリンシプルの 4 種類がある。

リサーチペーパーは、預金保険制度に関係する分野についての研究結果で、IADI のホームページ等に掲載されている。なお、地域委員会が作成するペーパーもリサーチペーパーとされている。

ディスカッションペーパーは、一定のテーマの研究結果だけではなく、預金保険制度に関わるガイダンス（指針）となりうる内容を含んでいるもの。IADI のホームページ上で 6 週間の意見公募期間後、EXCO で認められれば、ガイダンスペーパーとなる。

ガイダンスペーパーは、コア・プリンシプルを実際に適用する上での指針となる内容を含むものであり、示される指針は、どのような環境下でも適用可能で、発展途上国や預金保険制度の改善を図っている国においてもわかりやすく実用的である必要がある。

コア・プリンシプルは、どのような環境下においても広く当てはまる柔軟性を持った「基本原則」と位置づけられている。コア・プリンシプルやそれを補完するメソドロジーは、IADIだけではなく、BCBSをはじめとする国際機関と協力して作成されている。

コア・プリンシプルやガイダンスペーパーは、5年を目安として定期的に見直される。

(ウ) 今後の計画

FSBは、2012年2月に公表した”Thematic Review on Deposit Insurance Systems”（預金保険制度に関するピア・レビュー）の報告書の中で、IADIに対し、金融危機以前に公表されたガイダンスペーパーを危機の経験を踏まえて更新すると共に、複数預金保険制度に関する新たなガイダンスペーパーを作成し公表するよう要請している。これを受けて、2013年3月末時点で、「広報」、「付保預金の払戻し」、「預金の保護範囲」の3つのガイダンスペーパーが更新されており、今後は「資金調達」のガイダンスペーパーの更新、「複数預金保険制度」のガイダンスペーパーの作成及び公表が予定されている¹⁰。

また、2013年3月末時点で「早期警戒及び適時介入」のディスカッションペーパーの意見公募がされている。今後は、①「資産の回収」、②「統合的保護制度」、③「責任追及」、④「イスラム金融についての預金保険制度」、⑤「預金保険制度の目的」をテーマとしたペーパーの作成が計画されている。

(2) トレーニングプログラム

IADIは主な活動として、トレーニングや教材等を通じた預金保険制度の諸問題に関する専門知識・情報の共有を行っている。なお、預金保険制度に関する共通の関心事項・問題点についての理解の促進、預金保険制度の導入や改善に対する助言、国際的な原則、基準、ガイダンス等の実現への協力、預金保険制度が果たしている役割についての他のセーフティネットプレイヤーへの伝達を行う上でも、セミナーの実施、トレーニング教材の開発、あるいは、会員間の情報共有や協力を進めることが重要となる。

加盟機関や地域委員会、トレーニング・コンファレンス委員会¹¹がセミナー等を開催しており、2012年度に開催されたIADI関連のセミナーは30件近くに及んでいる。

また、国際機関との協力も進んでいる。たとえば、2009年以降、金融安定研究所（Financial Stability Institute ;FSI¹²）と共同でセミナーを開催している¹³。FSIはセーフティネットプレイ

¹⁰ IADIの公表しているペーパーは、IADIのHPから参照できる。<http://www.iadi.org/Research.aspx?id=55>
また、預金保険機構もIADIの公表しているペーパーをまとめてHPに掲載している。
<http://www.dic.go.jp/katsudo/kokusai/iadirepo/index.html>

¹¹ トレーニング・コンファレンス委員会は、アンケートを通じ、正会員が興味のあるテーマを調べることで、正会員のニーズにあったセミナーを年2回開催している。これまでに、付保預金の払戻し（保険金の支払い）（2007,2009,2010年）、破綻処理（2008年）、保険料と預金保険基金（2011年）、預金保険制度における法務（2012年）のセミナーを開催している。

¹² 1999年にBISとBCBSが共同で設立した機関。FSIの目的は、①健全な監督指針や監督行動を推進し、すべての国において、健全な監督が実施されるようサポートする、②監督機関の職員等が金融分野のイ

ヤーに対する研修活動を行っており、IADI としては単独でセミナーを開催するよりも、より多くのセーフティネットプレイヤーの参加が期待でき、預金保険制度が果たしている役割について、より効果的に他のセーフティネットプレイヤーに伝えることができる。

また、FSI は 200 に及ぶトレーニングプログラムをセーフティネットプレイヤー等に提供しているが、IADI は FSI と協力し、これまでに預金保険制度や銀行の破綻処理に関する 6 つのトレーニングプログラム¹⁴を作成している。今後も概ね 1 年に 1 つのペースで預金保険制度に関連したトレーニングプログラムを作成する計画である。

さらに、IADI は預金保険制度の分野における国際協力を促進するために、正会員による様々な能力向上プログラム (Capacity Building Program) をホームページ上¹⁵で紹介している。

4 財務状況

IADI の主な金銭収入は年会費であり、正会員 11,390 スイスフラン (CHF)、準会員 8,542.5 CHF、オブザーバー 5,695 CHF の年会費となっている。なお、正会員は新規に加盟した際に、年会費とは別に 11,390 CHF の入会金を支払わなければならない。

2011/2012 年度決算では、IADI の収入は、年会費約 80 万 CHF と BIS からの金銭援助 40 万 CHF で合計約 120 万 CHF。支出は人件費 60 万 CHF、会議開催費 10 万 CHF、トレーニング開催費と旅費が各々 5 万 CHF、その他 10 万 CHF で合計約 90 万 CHF。収支は約 30 万 CHF の黒字である。

BIS からは、IADI の活動に関して金銭援助だけではなく、IT サービス、会議運営サービス等の提供も受けている。また、正会員からも、事務局への人員の派遣、セミナー開催のサポートといった形で援助を受けている。その意味で、IADI の活動は、数多くの関係機関に支えられている。

5 最近の新たな動き

(1) 他の国際機関との協力の深化

2008 年 4 月に FSF が発表した金融システムの安定強化についての報告書 “Report of the

ノバージョンに対応できるよう、金融の最新情報を提供する、③セミナー等を通じ経験の共有を図ることで、監督機関の職員等が複雑な課題への解決策を見出すことをサポートする等で、監督職員を対象としたセミナーの開催等やオンライントレーニングプログラムの開発を行っている。

¹³ セミナーのテーマは、コア・プリンシプル (2009 年)、クロスボーダー銀行破綻処理 (2010 年)、コア・プリンシプルの準拠評価のための方法 (2011 年)、銀行破綻処理 (2012 年)。

¹⁴ IADI が FSI と協力して作成したプログラムは、①預金保険制度の基礎、②保険料と預金保険基金の管理、③-④付保預金の払戻し及び保険金の支払い (No1-2)、⑤破綻金融機関の資産の清算、⑥コア・プリンシプルの 6 プログラム。

¹⁵ <http://www.iadi.org/capacity.aspx>

Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience”¹⁶では、各国当局が預金保険制度に関する国際的な原則に合意するよう提言しており、それに応える形で、2009年6月にIADIはBCBSと共同で、コア・プリンシプルを公表した。さらに、2010年1月にIADIは、BCBS、欧州預金保険フォーラム（European Forum of Deposit Insurers; EFDI¹⁷）、欧州委員会、IMF及び世界銀行との共同作業によりメソドロジを公表している。FSBは、2011年2月にコア・プリンシプルを12の主要な国際基準のひとつとして認め、IMFや世界銀行もコア・プリンシプルを金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program; FSAP）で評価基準として利用するとしている。

FSBは、2012年2月にFSB加盟国の預金保険制度に関するピア・レビューの報告書を公表したが、その中で、コア・プリンシプルやメソドロジをベンチマークとしてピア・レビューを行ったことを明記し、さらにIADIが作成し公表したガイダンスペーパーを更新するよう要請している。なお、IADIが作成し公表した複数のガイダンスペーパーは、FSBにおいて、国際的な基準（Standard）のひとつとされ、FSBのホームページに掲載されている。

また、IADIは様々な形でFSBへの協力を行っている。2010年6月には、FSBからの諮問に答える形で、金融危機時に預金保険制度の分野で講じられた保護範囲の拡大や、全額保護の導入といった危機対応措置についての報告書をIMFと共同で提出している¹⁸。また、近年では、FSBの“Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions”（金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性）に係るメソドロジの策定作業に協力し、FSBの破綻処理委員会（FSB Resolution Steering Group）にも参加している。

このような他の国際機関との共同作業の広がりや、IADIの国際的な地位の高まりを反映しているものと評価できよう。

(2) コア・プリンシプルに基づく評価作業

預金保険制度の基本原則としては、コア・プリンシプルとメソドロジが公表されているが、これらだけでは、実際に各国の預金保険制度の評価を行うには不十分との観点から、それらを補完するものとして、IADIは評価ハンドブックを作成しており、必要に応じて更新することとしている。

2008年4月にFSFが公表した金融システムの安定強化についての報告書では、各国が預金保険制度に関する国際的な原則に合意することに加え、当該原則を各国による預金保険制度についての自己評価あるいはIMFや世界銀行による評価を行う際に利用すること、そ

¹⁶ 主要7カ国蔵相中央銀行総裁会議（G7）の諮問を受け、FSFがまとめたもの。預金保険制度以外では、Basel IIIにつながる金融機関の自己資本比率や流動性規制の強化、店頭デリバティブ取引に対する規制、オフバランス取引のオンバランス化、格付機関の役割の見直し等に関する提言が盛り込まれている。

¹⁷ EFDIは2002年に設立され、金融システムの安定に寄与するよう、預金保険制度の分野、破綻処理分野等における欧州及び国際的な協力の促進を目的としている。44カ国の57の正会員（預金保険機関）と11の準会員から構成されている。

¹⁸ “Report to the Financial Stability Board on Update on Unwinding Temporary Deposit Insurance Arrangements”（「IMF及びIADIの共同報告：預金保険の暫定的な措置の解消に関する最新情報」2010年6月）

の結果欠点が明らかになった場合には、各国当局はその欠点の改善を図るべきと提言されている。

トレーニング・コンファレンス委員会では、評価グループを組成し、評価ハンドブックを参照する形で概ね毎年度 2 機関の預金保険機関の評価を行うトレーニングプログラムを実施している。また、各国における自己評価、IMF 等の FSAP での利用もあいまって、コア・プリンシプルに基づいた預金保険制度の評価を行う動きが広がっている。

(3) データベースの充実

IADI では、調査研究活動を補完する観点から、正会員等からデータを集め、調査研究に利用している。研究活動をサポートするための機関として、データ・インフォメーション小委員会 (Data and Information Subcommittee) がリサーチ・ガイダンス委員会で活動を行ってきた。また、2003 年と 2008 年には、IADI の加盟機関であるカナダ預金保険公社が各国・地域の預金保険制度について広範囲なサーベイを行っている。

なお、さらなる情報共有の促進等のため、2012 年にデータ・インフォメーション小委員会からリサーチ・ガイダンス委員会内の小委員会から格上げされ、データサーベイ委員会に改組された。データサーベイ委員会では、今後、毎年サーベイ (Annual Survey) を行うとともに、その充実を図ることとしている。

6 おわりに

世界的な金融危機を経て、預金保険制度や破綻処理制度の重要性に対する認識は高まっており、IADI は、今後も他の国際機関との協力を深めていくとともに、預金保険制度に関連する国際的な基準づくりに向け、これまで以上に積極的に活動していこうとしている。

国際機関としての IADI は、設立後 10 年間で大きく規模を拡大させてきた。と同時に、各国の預金保険機関の活動はこれまでの預金保険制度の枠を超えて広がりつつある。たとえば、イギリス、韓国、マレーシアでの預金保険機関は、保護対象を預金だけでなく、証券・保険などの分野にも拡大しており、米国の連邦預金保険公社 (FDIC) は、ドッド＝フランク法により、ノンバンク金融機関の破綻処理にも深くかかわることになった。その一方で、預金保険制度を導入して間もない国も多い。

IADI として、規模や活動の広がりとともに、このような各国・機関の多様性にどのように対応していくかは、今後の課題のひとつと言えよう。

以上

参考 1 IADI の加盟機関

I. 正会員（預金保険機関：66 カ国／地域、 67 機関）（平成 25 年 3 月 31 日現在）

アジア・太平洋	<ul style="list-style-type: none"> (1) オーストラリア：Australian Prudential Regulation Authority (2) バングラデシュ：Bangladesh Bank (3) ブルネイ：Brunei Darussalam Deposit Protection Corporation (4) 台湾：Central Deposit Insurance Corporation (5) インド：Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation (6) 日本：Deposit Insurance Corporation of Japan (7) ベトナム：Deposit Insurance of Vietnam (8) タイ：Deposit Protection Agency (9) 香港：Hong Kong Deposit Protection Board (10) インドネシア：Indonesia Deposit Insurance Corporation (11) 韓国：Korea Deposit Insurance Corporation (12) マレーシア：Malaysia Deposit Insurance Corporation (13) フィリピン：Philippine Deposit Insurance Corporation (14) シンガポール：Singapore Deposit Insurance Corporation
北米	<ul style="list-style-type: none"> (15) カナダ：Autorité des marchés financiers (Québec) (16) カナダ：Canada Deposit Insurance Corporation (17) 米国：Federal Deposit Insurance Corporation
中南米	<ul style="list-style-type: none"> (18) ウルグアイ：Banco Central del Uruguay, Superrintendencia de Protección del Ahorro Bancario (19) グアテマラ：Banco de Guatemala, como Administrador del Fondo para la Protección del Ahorro (20) バルバドス：Barbados Deposit Insurance Corporation (21) トリニダード・トバゴ：Deposit Insurance Corporation (22) エクアドル：Corporación del Seguro de Depósitos (23) バハマ：Deposit Insurance Corporation, Central Bank of The Bahamas (24) パラグアイ：Fondo de Garantía de Depósitos, Banco Central del Paraguay (25) ニカラグア：Fondo de Garantía de Depósitos de las Instituciones Financieras (26) ベネズエラ：Fondo de Garantía de Depósitos y Protección Bancaria (27) コロンビア：Fondo de Garantías de Instituciones Financieras (28) ペルー：Fondo de Seguro de Depósitos (29) ブラジル：Fundo Garantidor de Créditos (30) エルサルバドル：Instituto de Garantía de Depósitos (31) メキシコ：Instituto para la Protección al Ahorro Bancario (32) ジャマイカ：Jamaica Deposit Insurance Corporation (33) アルゼンチン：Seguro de Depósitos Sociedad Anónima

欧州・NIS	(34) アルバニア：Albanian Deposit Insurance Agency (35) アゼルバイジャン：Azerbaijan Deposit Insurance Fund (36) ポーランド：Bank Guarantee Fund (37) カザフスタン：Kazakhstan Deposit Insurance Fund (38) ガーンジー：Banking Deposit Compensation Scheme (39) ブルガリア：Bulgarian Deposit Insurance Fund (40) ベルギー：Deposit and Financial Instrument Protection Fund (41) リヒテンシュタイン：Deposit Guarantee and Investor Protection Foundation of the Liechtenstein Bankers Association (42) ウクライナ：Deposit Guarantee Fund (43) ルーマニア：Deposit Guarantee Fund in the Banking System (44) ロシア：Deposit Insurance Agency (Russia) (45) ボスニア・ヘルツェゴビナ：Deposit Insurance Agency of Bosnia and Herzegovina (46) セルビア：Deposit Insurance Agency of Serbia (47) チェコ：Deposit Insurance Fund Czech Republic (48) コソボ：Deposit Insurance Fund of Kosovo (49) ドイツ：The Deposit Protection Fund of the Association of German Banks (50) スイス：The Deposit Protection of Swiss Banks and Securities Dealers (51) フランス：Fonds de Garantie des Dépôts (52) 英国：Financial Services Compensation Scheme (53) イタリア：The Interbank Deposit Protection Fund (54) ジャージー：Jersey Bank Depositors Compensation Board (55) ハンガリー：National Deposit Insurance Fund of Hungary (56) スウェーデン：Swedish National Debt Office
中近東・アフリカ	(57) モロッコ：Bank Al-Maghrib, Fonds Collectif de Garantie des Dépôts (58) スーダン：Bank Deposit Security Fund of Sudan (59) ウガンダ：Bank of Uganda (60) タンザニア：Deposit Insurance Board of Tanzania (61) リビア：Deposit Insurance Fund of Libya (62) ジンバブエ：Deposit Protection Board (63) ケニア：Deposit Protection Fund Board (64) レバノン：Institut National de Garantie des Dépôts (65) ヨルダン：Jordan Deposit Insurance Corporation (66) ナイジェリア：Nigeria Deposit Insurance Corporation (67) トルコ：Savings Deposit Insurance Fund of Turkey

II. 準会員（預金保険機関以外のセーフティネットプレイヤー：9カ国／地域、9機関）

(1) モンゴル：Bank of Mongolia (2) タイ：Bank of Thailand (3) フィリピン：Bangko Sentral ng Pilipinas (4) アルジェリア：Bank of Algeria (5) モーリシャス：Bank of Mauritius (6) レソト：Central Bank of Lesotho (7) ヴァージン諸島：Ministry of Finance (8) 南アフリカ：The National Treasury (9) パレスチナ：Palestine Monetary Authority
--

Ⅲ. パートナー（国際機関等：12 機関）

- (1) Asian Development Bank Institute
- (2) Association of Supervisors of Banks of the Americas (ASBA)
- (3) Centro de Estudios Monetarios Latinoamericanos (CEMLA)
- (4) European Bank for Reconstruction and Development
- (5) European Forum of Deposit Insurers
- (6) Inter-American Development Bank, IDB
- (7) International Monetary Fund
- (8) Office of Technical Assistance, US Department of the Treasury, International Affairs
- (9) The South East Asian Central Banks (SEACEN) Research and Training Centre
- (10) The Toronto International Leadership Centre for Financial Sector Supervision
- (11) Union of Arab Banks
- (12) World Bank

参考 2 これまでに公表された IADI 関連のペーパー一覧¹⁹

1) コア・プリンシプル

- Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems 2009 実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則
- Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems: A methodology for compliance assessment, December 2010 実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則の準拠評価のための方法

2) ガイダンスペーパー

- IADI Guidance Paper: Guidance on the Resolution of Failed Banks, Research and Guidance Committee, December 2005, 銀行破綻処理のためのガイダンス
- IADI Guidance Paper: Interrelationships Among Safety-Net Participants, Research and Guidance Committee, January 2006 セーフティネット構成機関間の相互関係
- IADI Guidance Paper: Funding of Deposit Insurance Systems, Research and Guidance Committee, 2009 預金保険制度の資金調達
- IADI Guidance Paper: Public Awareness of Deposit Insurance Systems 2009 預金保険制度の国民への周知

¹⁹ 日本語の題名は仮訳

- IADI Guidance Paper: Governance of Deposit Insurance Systems, May 2009 預金保険制度のガバナンス
- IADI Guidance for the Establishment of a Legal Protection Scheme for Deposit Insurance System, 2010 預金保険制度のための法的保護スキームの確立
- General Guidance for Developing Differential Premium Systems (update of the Guidance issued in 2005), 2011 可変保険料率制度構築のための一般的なガイダンス (2005年公表のガイダンスの更新)
- Enhanced Guidance for Effective Deposit Insurance Systems: Reimbursement Systems and Processes, 2012 実効的な支払いシステム及びプロセスのための預金保険制度のガイダンス
- Enhanced Guidance for Effective Deposit Insurance Systems: Public Awareness of Deposit Insurance Systems, 2012 実効的な広報のための預金保険制度のガイダンス

3) リサーチペーパー

- Questions on the Design of a Deposit Insurance Systems - February 2004 預金保険制度の設計に関する質問
- Organizational Risk Management for Deposit Insurers – 2007 預金保険機関における組織的なリスク管理
- Deposit Insurance from Shariah Perspectives, 2010 シャリアの観点による預金保険
- Information Paper on Survey of Islamic Deposit Insurance, 2010 イスラム金融の預金保険についての調査に関するインフォメーションペーパー
- IMF and IADI Joint Report: Update on Unwinding Temporary Deposit Insurance Arrangements - June 2010 IMF 及び IADI の共同報告：預金保険の暫定的な措置の解消に関する最新情報
- Cross Border Deposit Insurance Issues Raised by the Global Financial Crisis - March 2011 世界的な金融危機が引き起こした預金保険のクロスボーダー問題
- Evaluation of the Deposit Insurance Fund Sufficiency on the Basis of Risk, 2011 リスクに応じた預金保険基金の充足度評価

- Transitioning from a Blanket Guarantee or Extended Coverage to a Limited Coverage System - March 2012 Research Paper on Handling of Systemic Crises , 2012 全額保護又は保護の拡大から定額保護への移行
- Research Paper on Handling of Systemic Crises, October 2012 金融システム危機への対応

4) 地域委員会作成ペーパー

- Transitioning from a Blanket Guarantee to a Limited Coverage System, Asia Regional Committee, September 2005、全額保護から定額保護制度への移行（アジア地域委員会）
- The Effect of DIS on Banking Sector Development: The Example of Kazakhstan, Russia and Ukraine, Eurasia Regional Committee, 2009 銀行セクターの発展における預金保険制度の影響: カザフスタン、ロシア及びウクライナの例（ユーラシア地域委員会）
- Funding Mechanisms of Deposit Insurance Systems in the Asia-Pacific Region, Asia-Pacific Regional Committee, 2011 アジア・太平洋地域における預金保険制度の資金調達メカニズム（アジア・太平洋地域委員会）
- Comparative Analysis of Deposit Insurance Systems in CIS Countries, Eurasia Regional Committee, 2012 CIS 諸国の預金保険制度の比較分析（ユーラシア地域委員会）

参考文献

- 田邊昌徳（2013）「預金保険制度」、吉野直行・藤田康範編『慶應義塾大学経済学部 現代金融論講座 8 金融危機と管理体制』（慶應義塾大学出版会、2013年3月）第3章
- BCBS & IADI (2009) “Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems”, June 2009, http://www.iadi.org/cms/secure/docs/JWGDI%20CBRG%20core%20principles_18_June.pdf
- (2010) “Core Principles for Effective Deposit Insurance Systems: A methodology for compliance assessment”, December 2010, <http://www.iadi.org/docs/Depost%20Insurance%20CPs%20-%20Methodology%20-%20final.pdf>
- FSB (2012) “Thematic Review on Deposit Insurance Systems; Peer Review Report”, February 2012
- FSF (2001) “Guidance for Developing Effective Deposit Insurance Systems”, September 2001
- (2008) “Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience”, April 2008
- IADI (2012) “2011 / 2012 Annual Report”, October 2012
- IADI Homepage <http://www.iadi.org/>
- IADI Research and Guidance Group (2011) “Strategic Plan for the Development and Promotion of IADI Research, Guidance and Core Principles”, June 2011
- IMF & IADI (2010) “IMF and IADI Joint Report: Update on Unwinding Temporary Deposit Insurance Arrangements”, June 2010

